

<学校教育目標> **自ら考え、主体的に判断し、行動する、心豊かで心身ともにたくましい子どもの育成**

め の と

11月 霜月
文化の香号

長崎市立女の都小学校 学校だより
令和3年10月29日 文責 校長：松田伊知郎

<めざす児童像>

- ① あてを立ててすすんで学ぶ子
- ② そみをもってたくましく生きる子
- ③ もだちとみがきあう思いやりのある子

10月24日の育友会の皆様による環境美化作業，ありがとうございました。除草，溝の土あげなど，普段から気になってはいてもなかなか手が回らないことを中心に，美しく，そして使いやすく整えていただきました。当日参加してくれた子供たち，職員も，保護者の皆様と共に汗を流した後，グラウンドの端に積まれた土の小山と袋に入れられた大量の草を見ながら，清々しい気持ちになることができました。御参加の皆様，ありがとうございました。

～ 日々を文化的に過ごしましょう ～



11月3日は「自由と平和を愛し、文化をすすめる」ことが趣旨の国民の祝日「文化の日」です。これは、1946年（昭和21年）のこの日に公布された日本国憲法の精神に基づき、1948年（昭和23年）に制定されたものです。その『日本国憲法 第25条第1項』には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という条文があります。いわゆる『生存権』と言われるものですが、「健康で」「文化的な」という言葉は、学者の中でも意見の相違がある難しい解釈になります。

「健康」とは、1947年に採択されたWHO（世界保健機関）憲章では、その前文において「病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態」と定義しています。自分の『心身が充実』しているというだけでなく、『社会的』にも満たされている状態でなければなりません。つまり、人間関係が良好であったり他から認められていたりすることも含めるということです。『個』としても『集団』としても充実していなければ「健康」とは言えないようです。

「文化」とは、広辞苑（広辞苑にあるいくつかの解釈の一つ）によると「人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果。衣食住をはじめ科学・技術・学問・芸術・道德・宗教・政治など生活形成の様式と内容とを含む。」とありました。言い換えると、「人為的に、より豊かな生活のために生み出された事や物」というようなことになるでしょうか。「文化的」となると、「それらの事物がある」ということになります。

私たちは社会生活を営み、その中で様々なことを学び、その恩恵を享受しています。また、長崎という土地柄は、国内外の異文化や社会を受け入れ、融合し、素晴らしい文化や社会を築いてきた歴史をもっています。たとえ、今は似た環境に居る隣の人でも、生育してきた環境などは違いますし、ベースになっている文化が違います。異なった文化は排除するのではなく、共感や理解、そして融合していくことが重要です。『文化的に過ごす』とは、『自らの思いを磨き、他への敬意と思いやりをもって過ごすこと』なのでしょう。学校では『特別支援教育』として個々に応じた教育を進めています。社会的には、『共生社会』『インクルーシブ教育』というもっと大きな捉え方をします。自らの幸福な生活の追求と共に、いろいろな立場、いろいろな思いをもった人たちの幸福を願い、そのためにできることを実行していく、そんな人を、家庭、地域の皆様と共に育てていきたいと思ひます。



～ 放課後の過ごし方 ご注意ください。 ～



日暮れが早くなりました。既に御存じのとおり、長崎市内では 10月1日から帰宅時刻が17時（17時には家へ帰着）という生活指導を行っています。また、周囲の明るさに限らず、青少年保護条例では遊興施設等の立ち入りに関する時刻の制限もあります。様々な規則等で制限されていることは、ひとえに子供たちを事故や犯罪などから守るためです。

登下校を含めた学校に居る時間、または学校外に居ても学校からの課題などの学校の学習に関わる子供の生活については、家庭や地域の皆様の御協力を得ながら学校の指導のもとで行います。しかし、これ以外の放課後等の時間や休日の生活については御家庭での指導となり、「家庭のルール」に則って行うことになります。学校は、トラブルや犯罪につながらないような過ごし方を、家庭での指導の参考となるように家庭に提供しています。これらを参考に、是非とも、我が子や地域の子供の健やかな成長のために、親子の対話をもっていただきたいと思います。対話のポイントをいくつか示しますので、参考にしてください。

☆いつ、どこで、誰と過ごしているか。…安全確認、迷惑行為になっていないかなどの把握

普段安全な場所がいつも安全とは限りません。時間帯が違えば危険度が増すこともあります。また、その時のそれぞれの立場をわかってあげる必要もあります。例えば、放課後の運動場においても、一旦家に帰ってから遊びに来た人と学童クラブや放課後子ども塾の時間の中で遊んでいる人とは、それぞれ「違うルール」で過ごしているのです。同じように遊べないこともあります。

☆何をして過ごしているか。…禁止された遊具、使い方や遊び方の把握

場所によっては使用禁止になっている遊具もあります。また、禁止されていない遊具も、正しい使い方をしないと危険度が増します。本校運動場のように、使い方や禁止事項が貼ってあるところはそれに従い、そこに書かれていない部分や貼っていないところでは周囲の様子や状況をみて危険性や迷惑にならないことを判断基準にします。「集まってゲーム」ということも、場所や時間、「家庭のルール」で限定されていてやれないこと、やれない人もあります。

☆どんな物を持っているか。…持ち物や金銭の把握

物や金銭の貸し借りやおごり（「やる」「貰う」）はトラブルの元です。生活指導上は禁止事項ですし、触法の恐れもあります。物品や金銭を自己管理する教育は大事ですが、未成年である以上、トラブルは全て保護者の責任になります。手を放すことはあっても目を放してはなりません。

※ 近隣でも、SNS等での被害や加害、知らないうちに犯罪に巻き込まれる事案が発生しています。自室に居ながら遠くの他人とやり取りをしたり、ゲームを通して交流したりできることは、現代社会のメリットであるとともにデメリットにもなり得るということ、そしてそれがどのような事態や犯罪につながっていくのかを御家庭でも十分お話してください。

《5年生の皆さん おめでとう&ありがとう》

1学期に、浦上警察署から令和3年度全国地域安全運動についての協力依頼として、「防犯ポスター」の応募依頼が来ていました。5年生が授業の中で取り組みましたので、全員の作品を応募したところ、さんの作品が長崎県の佳作に選ばれ、先日、賞状と盾、副賞が届きました。また、参加賞として、長崎県防犯協会連合会と浦上地区防犯協会から、全員に図書券やグッズをいただきました。

作品制作において、図案構想の際に高めた防犯意識は、これからも役立つことでしょう。

《最優秀賞、優秀賞 おめでとう》

長崎県学校給食会「おいしいよ！食べようがさき県産品」図画コンクールにおいて、入賞のお知らせがありました。賞状等は後日届く予定です。

小学生部門(低学年の部)最優秀賞	_____さん
小学生部門(高学年の部)優秀賞	_____さん

《就学時健康診断がありました》

10月27日、令和4年度本校校区における就学予定者30名を対象とした『就学時健康診断』を行いました。これから人数の増減がありますが、かわいい1年生が入学してくるのが楽しみです。